

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画変更年月	令和 4 年 9 月 令和 6 年 4 月
計画主体	飯舘村

飯舘村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 飯舘村産業振興課農政第二係
所在地 相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580 番地 1
電話番号 0244-42-1625
FAX 番号 0244-42-1600
メールアドレス nousei2@vill.iitate.fukushima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、カルガモ、カラス
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	飯舘村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル		—
イノシシ		—
ハクビシン		—
アライグマ		—
タヌキ		—
カルガモ		—
カラス		—
合計		—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>東京電力福島原子力発電所事故による全村避難及び捕獲圧の減少のため、ニホンザルやイノシシ等の個体数が増加し、生息域が拡大している。</p> <p>ニホンザルについては、東日本大震災前から複数の群れが確認されており農作物の被害があったが、現在では群れの数や個体数が増え、ほぼ全村で農作物の食害や住民への威嚇等被害が発生している。</p> <p>イノシシの被害については、以前より農地の掘起しや農作物の食害が発生していたが、近年では農作物の食害のほか民家周りや除染後農地の掘起し、土手及び水路破壊など農地の排水機能を欠損させたことによる被害も発生している。</p> <p>ハクビシン、アライグマについては宅地侵入や農作物の食害が確認されている。タヌキ、カラスについては農作物の食害がある。</p> <p>カルガモについては、水稻の食害や倒伏等による被害のおそれがある。</p>
--

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
農作物被害額	—	0千円
農作物被害面積	—	0a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による銃器・わなを活用した捕獲活動。 ・実施隊による被害発生地域への重点的パトロール。 ・捕獲奨励金の交付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員の高齢化。捕獲の担い手の育成が急務。 ・わなに慣れた個体の捕獲が難しくなっている。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県営農再開支援事業による電気柵、ワイヤーメッシュ柵の貸与。 ・個人による花火での追払い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設置の防護柵が適切に管理できていないために被害が発生している。 ・帰還住民が少ないことから、まとまった追払いが行いにくい。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金による農地と一体となった周辺林地の下草刈り。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や帰還住民が少ないことで対応が困難な集落がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・飯舘村鳥獣被害対策実施隊と連携した捕獲の実施。安全で効果的な箱わなや囲いわなを導入することにより捕獲率を高めて、被害を減少させる。
--

・イノシシ等の被害防止に有効である電気柵等の設置を一層推進するとともに、適切な管理の周知を図る。鳥獣被害を受けにくい地域づくりを目指し、農地周辺環境整備や生息頭数調査、地域に合った追払い手法の確立など、関係機関と連携して取り組む。

・イノシシの個体数調整については有害捕獲及び狩猟等により実施する。

・ニホンザルについては、飯舘村ニホンザル管理事業実施計画に基づいた捕獲を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

飯舘村鳥獣被害対策実施隊による捕獲を行う。実施隊員は、福島県猟友会飯舘支部からの推薦を受け、村長が委嘱する。

捕獲については、飯舘村と実施隊が捕獲時期、捕獲場所等について協議し、実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ カルガモ カラス	・飯舘村鳥獣被害対策実施隊との情報共有と連携強化 ・新規狩猟免許取得の支援及び担い手育成 ・箱わな等の捕獲機材の導入 ・防護柵の設置及び管理方法の周知、管理調査 ・広報紙等を通じた有害鳥獣に関する普及啓発 ・生息状況調査
令和5年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン	・飯舘村鳥獣被害対策実施隊との情報共有と連携強化 ・新規狩猟免許取得の支援及び担い手育成

	アライグマ タヌキ カルガモ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のわな稼働状況を反映した箱わな等の捕獲機材の導入 ・防護柵の設置及び前年度の管理状況調査を反映した管理方法の周知 ・広報紙等を通じた有害鳥獣に関する普及啓発 ・生息状況調査
令和6年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ カルガモ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・飯舘村鳥獣被害対策実施隊との情報共有と連携強化 ・新規狩猟免許取得の支援及び担い手、リーダー育成 ・前年度のわな稼働状況を反映した箱わな等の捕獲機材の導入、活用 ・防護柵の設置及び前年度の管理状況調査を反映した管理方法の周知 ・広報紙等を通じた有害鳥獣に関する普及啓発 ・生息状況調査

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画、飯舘村ニホンザル管理事業実施計画、福島県イノシシ管理計画、福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画、飯舘村ニホンザル管理事業実施計画の基準による。捕獲目標200頭。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画、飯舘村ニホンザル管理事業実施計画の基準による。捕獲目標200頭。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画、飯舘村ニホンザル管理事業実施計画の基準による。捕獲目標200頭。
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノ

	シシ管理計画の基準による。捕獲目標 1,000 頭。	理計画の基準による。捕獲目標 1,000 頭。	シシ管理計画の基準による。捕獲目標 1,000 頭。
アライグマ	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準による。捕獲目標 50 頭。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準による。捕獲目標 50 頭。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準による。捕獲目標 100 頭。
ハクビシン カルガモ カラス	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画の基準による。捕獲目標 50 頭（羽）。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画の基準による。捕獲目標 50 頭（羽）。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画の基準による。捕獲目標 50 頭（羽）。
タヌキ	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画の基準による。捕獲目標 200 頭。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画の基準による。捕獲目標 200 頭。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画の基準による。捕獲目標 400 頭。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲方法：ニホンザル 箱わな、囲いわな、くくりわな、銃器 イノシシ 箱わな、くくりわな、銃器 ハクビシン、アライグマ、タヌキ 箱わな カルガモ、カラス 銃器</p> <p>捕獲時期：実施隊と協議の上、農作物被害が多く発生する春から秋の期間重点的に捕獲を行う。</p> <p>なお、捕獲は、人的被害の恐れのある個体及び農作物の被害が大きい地区を重点的に実施することとし、安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら、有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル

銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
飯舘村全域	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンザル イノシシ	電気柵 360,000m ワイヤーメッシュ 柵 120,000m	電気柵 360,000m ワイヤーメッシュ 柵 120,000m	電気柵 360,000m ワイヤーメッシュ 柵 120,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンザル イノシシ	・ 広報誌等による防護柵の管理方法の周知、効果検証 ・ 住民主体の組織的な防護柵の管理 ・ 集落単位の追払い方法の講習会開催	・ 前年度の防護柵の管理状況について年度初めに住民に提示し、効果的な防護柵の管理を周知、指導。 ・ 前年度の追払いによる効果を県の協力のもと確認し、今年度の目標を立てる（5月）。	・ 前年度までの防護柵管理の有効な手法を年度初めに住民に提示し、効果的な防護柵の管理を周知、指導。 ・ 前年度の追払いによる効果を村主体で確認し、今年度の目標を立てる（5月）。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ カルガモ カラス	・鳥獣害防止に関する住民向け講習会の開催 ・ふくしま森林再生事業等による里山の整備 ・中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金による農地と一体となった周辺林地の下草刈り ・集落ぐるみモデル地域を設置し、集落環境診断や座談会の開催
令和5年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ カルガモ カラス	・前年度の効果を県協力により検証し、今年度の目標を立てる(5月) ・ふくしま森林再生事業等による里山の整備 ・中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金による農地と一体となった周辺林地の下草刈り ・集落ぐるみモデル地域を設置し、集落環境診断や座談会の開催、リーダー育成
令和6年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ カルガモ カラス	・前年度の効果を村主体で検証し、今年度の目標を立てる(5月) ・ふくしま森林再生事業等による里山の整備 ・中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金による農地と一体となった周辺林地の下草刈り ・前年度までのモデル地域の取組みを村内に拡大し、未実施集落での環境診断や座談会の開催、リーダー育成

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

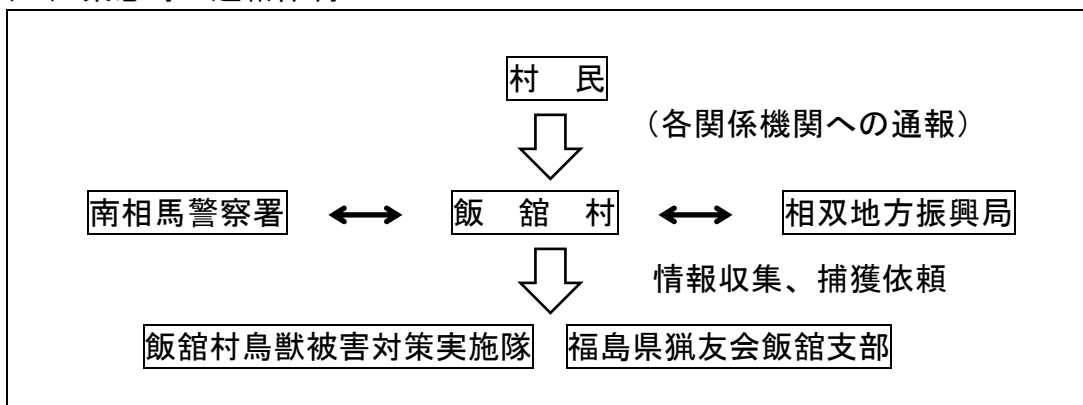
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
飯舘村	村民への周知。県及び警察、実施隊、猟友会と連携した対応を図る。
福島県相双農林事務所	村に対する助言等。

福島県相双地方振興局	村に対する助言等。
福島県猟友会飯舘支部	捕獲又は追払い等対応が可能な狩猟者の手配等。
飯舘村鳥獣被害対策実施隊	捕獲又は追払い等。
南相馬警察署 生活安全課	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保、捕獲又は追払い等。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

村指定箇所への埋設等適切に処理する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食品中に含まれる放射性物質の基準値の 100bq/kg を超えており、国から摂取制限及び出荷制限が指示されているため食品としての利用は困難。
ペットフード	国から出荷制限が出ているため、利用は困難。

皮革	国から出荷制限が出ているため、利用は困難。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	国から出荷制限が出ているため、利用は困難。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
飯舘村	鳥獣被害実態の把握と啓発活動等・事業推進・事務局
ふくしま未来農業協同組合	被害農家からの情報提供・事業推進、被害防止に関する指導
飯舘村農業委員会	農地等に関する情報提供、助言、指導
福島県猟友会飯舘支部	鳥獣の出没等に関する情報提供、猟銃・わな等取扱いの助言・指導、実施隊員の推薦
飯舘村鳥獣被害対策実施隊	鳥獣被害対策（捕獲）の実施
行政区区長会	地域住民の協力体制の構築・被害調査
鳥獣保護管理員	鳥獣に関する助言・指導
飯舘村森林組合	山林に関する情報提供、助言、指導及び協力

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
磐城森林管理署	国有林野に関する情報提供、助言、指導及び協力
福島県農業総合センター	有害鳥獣に関する専門的知識、被害対策に関する助言及び指導
相双農林事務所農業振興普及部	有害鳥獣に関する専門的知識、被害対策に関する助言及び指導
相双農林事務所森林林業部	農地周辺環境整備としての森林整備に関する情報提供、助言・指導等
相双地方振興局県民環境部	有害鳥獣に関する専門的知識、保護管理・捕獲許可に関する助言及び指導
南相馬警察署 生活安全課	狩猟等に関する助言・指導・情報提供等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

隊員数 25名程度 月1回の定例会の実施 週3回のパトロールの実施

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育

成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。) について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。